

1 農薬安全啓発事業

農作物の病害虫及び雑草の防除に関する情報提供、農薬の適正使用、農薬による危害の防止等、安全啓発を推進する。

- 1) 県農薬危害防止運動に参画し農薬危害防止運動啓発ポスター、啓発品等を配布する
- 2) 農薬安全使用研修会の開催
県主催農薬安全使用研修会に参画するとともに、農薬安全使用研修会の開催等により農薬の安全使用の啓発をする。
- 3) 会報「なら植防ニュース」を年4回発行し、植物防疫に係る情報を掲載し、会員、関係機関を通じて農業指導者等に配布する。
- 4) 県の農薬管理指導士認定に係る養成研修用テキスト「農薬概説」を実費頒布する。

2 農薬試験事業

1) 新農薬等実用化試験

(1) 新農薬実用化試験の実施

本県主要農作物病害虫及び雑草防除の農薬適正の探求及び新技術の導入により、県内農産物の効率的な安定生産をはかるため、新規開発の農薬の実用化及び適用拡大に必要な薬効、薬害、薬臭、作物残留試験を受託し実施並びに推進する。

- ① 薬効・薬害（日本植物防疫協会委託）
 - ・薬効・薬害試験
- ② 作物残留試験（GLP試験・非GLP試験等）（日本植物防疫協会委託）
 - ・殺菌・殺虫剤・除草剤・展着剤等作物残留試験

(2) 各試験の成績検討会への報告・出席

(3) 技術研修

試験事業の円滑な実施を図るため、一般社団法人日本植物防疫協会等の主催する研修・会議・シンポジウム等に参加して、植物防疫関係者の資質向上に寄与する。

2) 農薬展示圃設置運営

新規登録農薬等の本県主要農作物病害虫及び雑草防除に対する普及適用性の農薬を探求し、生産現場における的確な防除の推進に寄与する。

(1) 農薬展示圃設置（農薬関係会社、日本植物調節剤研究協会委託）

- ・殺菌剤・殺虫剤・展着剤等普及適用性確認
- ・除草剤・生育調節剤等技術確認

(2) 推進会議・成績検討会等の開催

(3) 関係成績検討会への出席

3 運営会議等

通常総会、理事会を開催する。
業務及び会計監査を実施する。